

平成31年高島市教育委員会
第4回定例会議事日程

日 時 平成31年4月24日（水）
午前9時30分
場 所 教育委員会 2階 大会議室

1. 教育長あいさつ
2. 平成31年第3回定例会会議録の承認
3. 平成31年第2回臨時会会議録の承認
4. 議事録署名委員の指名

委員 委員

5. 議事

日程第1 議第24号 高島市教科用図書選定委員会委員の委嘱等について
当日配布

日程第2 議第25号 高島市教科用図書選定委員会調査研究員の任命について
当日配布

6. 報告事項

報告第10号 高島市教育委員会公告式規則の一部改正について

報告第11号 高島市教育委員会公印規則の一部改正について

報告第12号 高島市重要文化的景観整備活用委員会規則の一部改正について

報告第13号 高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱の一部改正について

報告第14号 高島市立公民館職員の任命について

報告第15号 高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等について

報告第16号 高島市教育支援委員会委員の委嘱について

報告第17号 高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等について

報告第18号 高島市立学校産業医の委嘱について

報告第19号 高島市学校給食運営委員会委員の委嘱等について

報告第20号 平成30年度高島市立学校学校評価について 別冊資料

7. 今後の日程

平成31年第4回定例会座席表

教育委員 川原林 正英	教育委員 小多 借裕	教育長 上原 重治	教育委員 三矢 艶子	教育委員 田邊 栄美子
----------------	---------------	--------------	---------------	----------------

教育指導部長 川島 浩之		教育総務部長 北村 英明
学校教育課長 村田 秀俊	教育委員会 2階 大会議室	教育総務部次長 社会教育課長 川原林 剛
学事施設課長 辻 信孝	教育長 1 人 教育委員 4 人 説明員 11 人 事務局 2 人	教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
学校給食課長 長瀬 千恵美	合 計 18 人	教育総務課長 大塚 寿彦
図書館長 玉木 健史		文化財課長 松田 邦幸
		市民スポーツ 課長 角野 和善

事務局

教育総務課 参事 上原 真哉	教育総務課 主事 阿慈知 美佳
----------------------	-----------------------

傍 聴 席

入
口

報告第10号

高島市教育委員会公告式規則の一部改正について

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、高島市教育委員会公告式規則の一部改正につき、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告する。

平成31年4月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

高島市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

高島市教育委員会教育長

高島市教育委員会規則第5号

高島市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会公告式規則（平成17年高島市教育委員会規則第1号）
の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地域振興局各支所」を「市民生活部各支所」に改める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高島市教育委員会公告式規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(規則の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会規則の公布は、市役所および<u>地域振興局各支所</u>の掲示場に掲示してこれを行う。</p>	<p>(規則の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会規則の公布は、市役所および<u>市民生活部各支所</u>の掲示場に掲示してこれを行う。</p>

報告第11号

高島市教育委員会公印規則の一部改正について

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、高島市教育委員会公印規則の一部改正につき、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告する。

平成31年4月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

高島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

高島市教育委員会教育長

高島市教育委員会規則第6号

高島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会公印規則（平成26年高島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

高島市少年 センター所 長之印	28	30	隸書	方18	1	一般事 務用	少年センター 所長
-----------------------	----	----	----	-----	---	-----------	--------------

を

」

「

削除	28						
----	----	--	--	--	--	--	--

に

」

改める。

別表第2中

「

28

「

28

所 長 之 印	セ ン タ ー	高 島 市 少 年
------------------	------------------	-----------------------

を

削除

に改める。

」

」

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

滋賀県高島市立 マキノ東小学校 長印	29	31	隸書	方18	1	一般事務用	マキノ東小学校長
--------------------------	----	----	----	-----	---	-------	----------

【別記2】

現 行

26



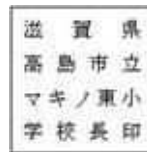
27



28



29



30



改 正 案

26



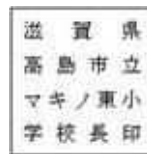
27



28

削除

29



30



報告第12号

高島市重要文化的景観整備活用委員会規則の一部改正について

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、高島市重要文化的景観整備活用委員会規則の一部改正につき、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告する。

平成31年4月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

高島市重要文化的景観整備活用委員会規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成31年4月1日

高島市教育委員会教育長

高島市教育委員会規則第7号

高島市重要文化的景観整備活用委員会規則の一部を改正する規則

高島市重要文化的景観整備活用委員会規則（平成27年高島市教育委員会
規則第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第4号中「都市建設部土木課長」を「都市整備部土木課長」
に改め、同項第5号中「都市建設部都市計画課長」を「都市整備部都市政策
課長」に改め、同項第6号中「地域振興局マキノ支所長」を「市民生活部マ
キノ支所長」に改め、同項第7号中「地域振興局新旭振興室長」を「市民生
活部新旭振興室長」に改め、同項第8号中「地域振興局高島支所長」を「市
民生活部高島支所長」に改める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高島市重要文化的景観整備活用委員会規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(行政連絡会議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連絡会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>都市建設部土木課長</u></p> <p>(5) <u>都市建設部都市計画課長</u></p> <p>(6) <u>地域振興局マキノ支所長</u></p> <p>(7) <u>地域振興局新旭振興室長</u></p> <p>(8) <u>地域振興局高島支所長</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(行政連絡会議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連絡会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>都市整備部土木課長</u></p> <p>(5) <u>都市整備部都市政策課長</u></p> <p>(6) <u>市民生活部マキノ支所長</u></p> <p>(7) <u>市民生活部新旭振興室長</u></p> <p>(8) <u>市民生活部高島支所長</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>4 (略)</p>

報告第13号

高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱の一部改正について

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱の一部改正につき、次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告する。

平成31年4月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

高島市教育委員会告示第12号

高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱（平成28年高島市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

高島市教育委員会教育長 上原重

治

第1条中「児童」を「児童生徒」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(4) 高島中学校通級指導教室

高島市勝野1017番地 高島市立高島中学校校舎内

第3条第1項中「高島市立小中学校通学区域に関する規則（平成19年高島市教育委員会規則第11号）」を「高島市立学校の通学区域に関する規則（平成19年高島市教育委員会規則第11号）」に、「小学校」を「小学校および中学校」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 高島中学校通級指導教室

マキノ中学校、今津中学校、朽木中学校、安曇川中学校、高島中学校、湖西中学校の通学区域

第5条第1号中「対象児童」を「対象児童生徒」に改め、同条第2号中「通常学級担任者」を「通常の学級の担任等」に改める。

第6条第2項中「および安曇小学校」を「、安曇小学校および高島中学校」に改める。

第7条第1項および第9条中「対象児童」を「対象児童生徒」に改める。

様式第1号および様式第2号中「小学校」を「学校」に改める。

様式第3号および様式第4号中「高教委学」を「高教委学教」に、「小学校」を「学校」に改め、「平成」を削る。

高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条および第141条の規定に基づき、言語障害または発達障害等のある児童____（以下「対象児童____」という。）に対して、障害の状態を改善するために特別の教育課程による教育を行う高島市通級指導教室（以下「通級指導教室」という。）を設置し、通級による指導（以下「通級指導」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称および位置)</p> <p>第2条 通級指導教室の名称および位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(通級区域)</p> <p>第3条 通級指導教室の通級区域は、高島市立小中学校通学区域に関する規則（平成19年高島市教育委員会規則第11号）に規定する小学校____の通学区域で、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 通級指導教室は、第1条の目的を達するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 対象児童____に対する通級による言語療育指導または発達障害等の指導</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条および第141条の規定に基づき、言語障害または発達障害等のある児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）に対して、障害の状態を改善するために特別の教育課程による教育を行う高島市通級指導教室（以下「通級指導教室」という。）を設置し、通級による指導（以下「通級指導」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称および位置)</p> <p>第2条 通級指導教室の名称および位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 高島中学校通級指導教室 高島市勝野1017番地 高島市立高島中学校校舎内</p> <p>(通級区域)</p> <p>第3条 通級指導教室の通級区域は、高島市立学校の通学区域に関する規則（平成19年高島市教育委員会規則第11号）に規定する小学校および中学校の通学区域で、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 高島中学校通級指導教室 マキノ中学校、今津中学校、朽木中学校、安曇川中学校、高島中学校、湖西中学校の通学区域</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 通級指導教室は、第1条の目的を達するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 対象児童生徒に対する通級による言語療育指導または発達障害等の指導</p>

(2) 特別支援学級担任および通常学級担任者を対象とする言語療育指導および発達障害等に関する研修事業

(職員および職務)

第6条 (略)

2 担当職員は、今津東小学校、新旭南小学校および安曇小学校に勤務する教諭からそれぞれの校長が指名する者とする。

(通級の申請および承認)

第7条 通級指導教室に通級しようとする対象児童の保護者(次項において、「申請者」という。)は、対象児童が在籍する校長の副申書(様式第2号)を添えた通級願書(様式第1号)を教育長に提出するものとする。

2 (略)

(通級指導の終了)

第9条 通級指導教室設置校の校長は、通級指導を受けている対象児童の指導を終了してもよいと判断するときは、教育長に対し、通級指導教室終了通知書の交付を申請するものとする。

2 前項に規定する申請を受けた教育長は、対象児童が通級指導を終了してもよいと認めるとき、対象児童の保護者に対し、終了通知書(様式第4号)を通知するものとする。

様式第1号(第7条関係)

(略)

様式第2号(第7条関係)

(略)

様式第3号(第7条関係)

(略)

様式第4号(第9条関係)

(略)

(2) 特別支援学級担任および通常の学級の担任等を対象とする言語療育指導および発達障害等に関する研修事業

(職員および職務)

第6条 (略)

2 担当職員は、今津東小学校、新旭南小学校、安曇小学校および高島中学校に勤務する教諭からそれぞれの校長が指名する者とする。

(通級の申請および承認)

第7条 通級指導教室に通級しようとする対象児童の保護者(次項において、「申請者」という。)は、対象児童生徒が在籍する校長の副申書(様式第2号)を添えた通級願書(様式第1号)を教育長に提出するものとする。

2 (略)

(通級指導の終了)

第9条 通級指導教室設置校の校長は、通級指導を受けている対象児童生徒の指導を終了してもよいと判断するときは、教育長に対し、通級指導教室終了通知書の交付を申請するものとする。

2 前項に規定する申請を受けた教育長は、対象児童生徒が通級指導を終了してもよいと認めるとき、対象児童生徒の保護者に対し、終了通知書(様式第4号)を通知するものとする。

様式第1号(第7条関係)

(略)

様式第2号(第7条関係)

(略)

様式第3号(第7条関係)

(略)

様式第4号(第9条関係)

(略)

報告第14号

高島市立公民館職員の任命について

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、高島市立公民館職員の任命につき、次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告する。

平成31年4月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条および高島市立公民館の設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第120号）第4条の規定により、次の者を公民館職員に任命する。

記

所属	氏名	職名	新任 再任	備考
世代交流 センター	井上 正男	公民館管理人（夜間）	再任	

○任用期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

報告第15号

高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等について

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等につき、次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告する。

平成31年4月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱（平成22年高島市教育委員会告示第20号）第3条の規定により、次の者を子ども読書活動推進協議会委員に委嘱または任命する。

記

別紙のとおり

高島市子ども読書活動推進協議会委員名簿

区分	委員種別	氏名	備考	
2号	保育園児、幼稚園児または 小中学校児童生徒の保護者	中村 博子	高島市PTA連絡協議会 広報部員	委嘱
4号	学校図書館関係者	水江 博峰	市内小学校教育研究会図書館部会長 (本庄小学校校長)	任命
〃	〃	内藤 孝	市内中学校 図書館教育部会長 (高島中学校長)	任命
6号	保育園または幼稚園関係者	川那部 京子	高島市保育協議会保育士部会 会長 (しろふじ保育園 主幹保育教諭)	委嘱
7号	関係行政担当者	山本 功	子ども未来部次長	委嘱
〃	〃	保木 卓也	学校教育課 指導主事	任命
〃	〃	川原林 剛	社会教育課長	任命

任期：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

報告第16号

高島市教育支援委員会委員の委嘱等について

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、高島市教育支援委員会委員の委嘱等につき、次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告する。

平成31年4月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市教育支援委員会規則（平成26年高島市教育委員会規則第3号）第2条の規定により、高島市教育支援委員会委員に次の者を委嘱または任命する。

記

別紙のとおり

平成31年度高島市教育支援委員名簿

番号	委員構成	氏名	備考	
1	医師	有田 泉	小児科医	委嘱
2	〃	岡田 清春	小児科医	委嘱
3	学識経験者	中村 敏子	特別支援教育士スーパーバイザー	委嘱
4	〃	窪田 知子	滋賀大学教育学部准教授	委嘱
5	〃	西村 朱美	高島市発達障害支援コーディネーター	委嘱
6	〃	岸田 洋美	高島市特別支援教育巡回相談員	委嘱
7	〃	朝加 和幸	高島市発達障害支援コーディネーター	委嘱
8	関係教育機関の職員	森田 よしえ	新旭養護学校教頭	委嘱
9	〃	藤原 博美	新旭養護学校支援部長	委嘱
10	〃	柳谷 三枝子	マキノ中学校区特別支援学級担当代表	任命
11	〃	早水 真順	今津中学校区学校長代表	任命
12	〃	澤 悦弘	朽木中学校区学校長代表	任命
13	〃	山本 剛	安曇川中学校区学校長代表	任命
14	〃	平瀬 佳宏	高島中学校区学校長代表	任命
15	〃	永田 佳代	湖西中学校区特別支援学級担当代表	任命
16	〃	小川 康子	今津東小学校通級指導教室担当者	任命
17	〃	菅谷 圭子	新旭南小学校通級指導教室担当者	任命
18	〃	前川 優子	安曇小学校通級指導教室担当者	任命
19	〃	大村 敦世	高島中学校通級指導教室担当者	任命
20	〃	平井 浩美	保育協議会園長代表(朽木こども園)	委嘱
21	〃	多湖 文枝	保育協議会主任保育士代表(静里なのはな園)	委嘱
22	関係行政機関の職員	小田 尚幸	カンガルー教室心理士	委嘱
23	〃	山原 恵子	子ども未来部子育て支援課担当者	委嘱
24	〃	奥田 恵美子	子ども未来部子育て支援課担当者	委嘱
25	〃	仲野 明日加	健康福祉部健康推進課担当者	委嘱

任期 平成31年4月1日～令和2年3月31日

報告第17号

高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等について

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等につき、次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告する。

平成31年4月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市立学校結核対策委員会規則（平成27年高島市教育委員会規則第9号）第3条第1項の規定により、高島市立学校結核対策委員会委員に次の者を委嘱または任命する。

記

別紙のとおり

平成31年度高島市立学校結核対策委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備考
(1) 医師会の代表	前田 昌彦	あいりんクリニック 開業医	
(2) 結核の専門家	大塚 正樹	高島市民病院 内科部長	
	有田 泉	高島市民病院 小児科科長	
(3) 学校医の代表	岡田 清春	おかだ小児科医院 開業医	
(4) 高島保健所長	井下 英二	高島保健所長	
(5) 市立学校の校長	中村 久昭	安曇小学校長	任命
	伊吹 美喜夫	今津中学校長	
(6) 市立学校の養護教諭	駒井 しずか	新旭南小学校養護教諭	任命
	鎌田 めぐみ	朽木中学校養護教諭	
(7) 教育長が必要と認める者	森江 里美	高島市健康福祉部 健康推進課 主監	
	村田 秀俊	高島市教育委員会 学校教育課 課長	任命

任期 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

報告第18号

高島市立学校産業医の委嘱について

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、高島市立学校産業医の委嘱につき、次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告する。

平成31年4月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

労働安全衛生法第13条の規定により、高島市立学校産業医に次の者を委嘱する。

記

平成31年度高島市立学校産業医

区分	氏名	所属等	備考
産業医	本多 朋仁	本多医院 開業医	

任期 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

報告第19号

高島市学校給食運営委員会委員の委嘱等について

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、高島市学校給食運営委員会委員の委嘱等につき、次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告する。

平成31年4月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市学校給食共同調理場設置条例（平成17年高島市条例116号）第4条第2項の規定により、高島市学校給食運営委員会委員に次の者を委嘱または任命する。

記

別紙のとおり

別紙

委員の区分	所 属 等	氏 名	備考
1号委員 小中学校・幼稚園の 校（園）長	マキノ中学校	藤原 浩之	任命
	今津北小学校	早水 真順	任命
	本庄小学校	水江 博峰	任命
	高島中学校	内藤 孝	任命
	新旭南小学校	藤田 善弘	任命
2号委員 小中学校・幼稚園の 保護者代表	マキノ東小学校	蕪木 瞳	
	今津東小学校	里田亜友美	
	朽木中学校	加藤みゆき	
	安曇川中学校	澤井 得司	
	新旭北小学校	岡山小夜子	
3号委員 公益を代表する者	高島市農業委員会	谷口 純江	
	高島市民生委員児童委員協 議会連合会	田村たま枝	
	高島市健康推進員協議会	伊藤 町子	

任期 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで